

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年3月29日時点

👉 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

👉 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

生活を守る

収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:2021/6/30	貸付最大 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、 最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) 返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の 社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00-21:00)	詳細はこちらをクリック
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給は2021/6/30が申請期間)	原則3か月、最長9か月※ 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)	詳細はこちらをクリック
生活が苦しい子育て世帯の方々に	子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)	児童扶養手当受給者等、 その他住民税非課税の子育て世帯に、 児童一人当たり 一律5万円 を支給	〈ひとり親世帯〉 コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く) 〈住民税非課税の子育て世帯〉 準備中	
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に 月額 10万円 、最長 4年 最短 6か月 のデジタル分野等の民間資格等も対象に	準備中	
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 4万円 × 12か月 の住宅賃借資金の無利子貸付 1年就労継続なら 一括償還免除	準備中	
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)	

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置については4月末まで継続	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)	オンライン申請の詳細はこちらをクリック
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置については4月末まで継続	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)	
コロナで離職を余儀なくされた方※を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、 20万円の貸し付け その後、 2年間継続して 従事することで 返済免除	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・都道府県社会福祉協議会まで	

事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請能率のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です	21時までの時短要請の区域は 1日 4万円 、月額換算 120万円 (経過措置) 21時より遅い時間までの時短要請の区域は 1日 2万円 、月額換算 60万円 (4月21日まで) ※地方公共団体の判断により、上記額の平均の範囲内で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	一時支援金の支給 3/8申請受付開始	本年1~3月のいずれかの月の売上が 50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	一時支援金事務局 相談窓口 (申請者専用)TEL: 0120-211-240 IP電話等から: 03-6629-0479
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	J-LODlive補助金 (昨年5月下旬より公募中) キャンセル料支援事業は 2/22 申請受付開始	《キャンセル費用支援》 上限 2,500万円 (補助率 10/10) (全国77の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限 5,000万円 (補助率 1/2) ※運用改善(詳細検討中) 支援回数の見直し、つなぎ融資の創設	J-LODlive補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 03-6260-6023 (受付時間: 土日祝日を除く 10:00~17:00)
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限:2021/3/31	3年間実質無利子 、 最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)・民間(信用保証) 4千万円→ 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円→ 3億円 直近2週間で売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505(平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183(平日)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 3/26公募開始 なお、申請は4/15頃開始予定 ※2/15以降の支出も対象	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、 上限 1億円 までを最大 2/3 (中堅は 1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で 本年1~3月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助率を 3/4 (中堅は 2/3)に引上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話> 03-4216-4080 (受付時間: 土日祝日を除く 9:00~18:00)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3月下旬公募開始予定 ※1/8以降の事業が対象	小規模事業者に 最大 100万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で 本年1~3月のいずれかの月の売上が30%以上減 なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限 を最大25万円→最大 50万円 に引上げ	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 3/25ベンダーの登録受付開始 4/7公募開始予定 ※1/8以降の事業が対象	業務の効率化および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※テレワーク用のクラウド 対応したITツール導入 (ソフト、クラウド 利用料等)を支援する テレワーク対応型は最大150万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424 (受付時間: 土日祝日を除く 9:30~17:30)
地域の公共交通の経営が厳しい	ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 4月内予定 ※バス・タクシー(現在は募集終了)	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例:高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省 地域交通課 03-5253-8396 またはお近くの地方運輸局まで
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 4月上旬頃公募開始予定	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を1地域最大 5億円 まで 最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3835 (受付時間: 日祝を除く 9:30~18:00)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 3/16公募開始 ※1/8以降の事業が対象	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 1/2 補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341